

新塚地区地区計画新旧対照表

		新		旧	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	周辺環境と調和した良好な市街地形成を図るため、建築物等の用途制限、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。	建築物等の整備の方針	周辺環境と調和した良好な市街地形成を図るため、建築物等の用途制限、建築物の容積率及び建ぺい率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。	
	地区整備計画	建築物の建蔽率の最高限度	60パーセント	建築物の建ぺい率の最高限度	60パーセント
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の高さが25メートルを超える場合には、 <u>新座市道第9号線</u> 及び一般県道東京朝霞線の道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離を、5メートル以上とする。	壁面の位置の制限	建築物の高さが25メートルを超える場合には、 <u>市道第55-05号線</u> 及び一般県道東京朝霞線の道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離を、5メートル以上とする。

大和田東地区地区計画新旧対照表

			新	旧	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	備考	備考
			区画道路 1号	拡幅 (市道第 <u>105</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>11-05</u> 号線)
			区画道路 2号	拡幅 (市道第 <u>105</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>11-05</u> 号線)
			区画道路 3号	拡幅 (市道第 <u>105</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>11-05</u> 号線)
			区画道路 4号	拡幅 (市道第 <u>1111</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>21-20</u> 号線)
			区画道路 5号	拡幅 (市道第 <u>1111</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>21-20</u> 号線)
			区画道路 6号	拡幅 (市道第 <u>1112</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>21-16</u> 号線)

大和田西地区地区計画新旧対照表

				新	旧
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	備考	備考
			区画道路	拡幅 (市道第 <u>1110</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>21-17</u> 号線)

野寺北東地区地区計画新旧対照表

				新	旧
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	備考	備考
			区画道路	拡幅 (市道第 <u>8 1 2 1</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>6 4 - 4 4</u> 号線)

野寺南東地区地区計画新旧対照表

				新	旧
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	備考	備考
			区画道路	拡幅 (市道第 <u>8130</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>64-50</u> 号線)

野寺北西地区地区計画新旧対照表

				新	旧
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	備考	備考
			区画道路 1号	拡幅 (市道第 <u>120</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>64-05</u> 号線)

野寺南西地区地区計画新旧対照表

				新	旧
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	備考	備考
			区画道路	拡幅 (市道第 <u>8123</u> 号線)	拡幅 (市道第 <u>64-53</u> 号線)

志木駅周辺地区地区計画新旧対照表

		新	旧		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線（都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。）及び新座市道第 <u>1</u> 号線の沿道については、連続性のある商業地の形成を図る。その他の土地については、良好で安全な商業地の形成を図る。	志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線（都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。）及び新座市道第 <u>31-04</u> 号線の沿道については、連続性のある商業地の形成を図る。その他の土地については、良好で安全な商業地の形成を図る。		
		<table border="1"> <tr> <td>地区整備計画</td> <td>建築物等に関する事項</td> <td>建築物等の用途の制限</td> <td>(6) 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線（都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。）又は新座市道第<u>1</u>号線に面する部分にあつては、1階部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類するもの以外の用途（当該1階部分の一部を玄関ホール、階段、その他これらに類するもの（以下「玄関ホール等」という。）とする場合、当該玄関ホール等の用途に供する部分を除く。）に供するもの</td> <td>(6) 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線（都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。）又は新座市道第<u>31-04</u>号線に面する部分にあつては、1階部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類するもの以外の用途（当該1階部分の一部を玄関ホール、階段、その他これらに類するもの（以下「玄関ホール等」という。）とする場合、当該玄関ホール等の用途に供する部分を除く。）に供するもの</td> </tr> </table>	地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(6) 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線（都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。）又は新座市道第 <u>1</u> 号線に面する部分にあつては、1階部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類するもの以外の用途（当該1階部分の一部を玄関ホール、階段、その他これらに類するもの（以下「玄関ホール等」という。）とする場合、当該玄関ホール等の用途に供する部分を除く。）に供するもの	(6) 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線（都市計画道路3・4・3号東村山足立線と重複する区間を除く。）又は新座市道第 <u>31-04</u> 号線に面する部分にあつては、1階部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類するもの以外の用途（当該1階部分の一部を玄関ホール、階段、その他これらに類するもの（以下「玄関ホール等」という。）とする場合、当該玄関ホール等の用途に供する部分を除く。）に供するもの	

<p>地区整備計画</p>	<p>建築物等に関する事項</p>	<p>垣又は柵の構造の制限</p> <p>1 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線(都市計画道路<u>3・4・3</u>号東村山足立線と重複する区間を除く。)又は新座市道第<u>1</u>号線に面する側に垣又は柵を設置してはならない。ただし、当該広場及び道路の境界から1.0メートル以上後退した位置において、生け垣又は敷地地盤面から高さ60センチメートル以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から1.5メートル以下の構造であれば設置することができる。</p>	<p>1 志木駅南口駅前広場、主要地方道さいたま東村山線(都市計画道路<u>3.4.3</u>号東村山足立線と重複する区間を除く。)又は新座市道第<u>31-04</u>号線に面する側に垣又は柵を設置してはならない。ただし、当該広場及び道路の境界から1.0メートル以上後退した位置において、生け垣又は敷地地盤面から高さ60センチメートル以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から1.5メートル以下の構造であれば設置することができる。</p>
---------------	-------------------	---	---